

## NPO法改正と県条例・規則改正

### 1 NPO法改正、県条例改正

#### (1) 改正の趣旨

特定非営利活動促進法(以下、「NPO法」という。)は、直近の改正である平成28年改正法に規定された見直し条項の見直し時期(施行から3年)であり、また、関係団体から、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減してほしいとの要望・意見を踏まえ、改正される(令和3年6月9日施行)。

なお、県条例(特定非営利活動促進法施行条例)は、NPO法に基づく手続を定めた条例であるので、NPO法改正に合わせて改正する(2月議会へ提案:令和3年6月9日施行予定)。

#### (2) 改正による本県の手続の見直し

区 分	改正前	改正後
設立等の迅速化	申請書の縦覧期間1ヶ月 補正可能期間2週間	申請書の縦覧期間2週間 補正可能期間1週間
市民のチェック機能向上	定められた事項を公告	定められた様式そのものをインターネット等により公表
個人情報保護の強化	役員名簿(個人の住所又は居所含む)を公表・縦覧・閲覧	役員名簿から、個人の住所又は居所を除いたものを公表・縦覧・閲覧
事務負担の軽減	認定NPO法人は、毎事業年度1回、職員給与規程等を提出	認定NPO法人は、毎事業年度1回、職員給与規程等を提出するが、過去に提出したものから変更がなければ提出不要

### 2 県規則改正

全庁的な行政手続の見直しの中で、NPO法に基づく手続においても、事務負担の軽減等を図る(県規則を令和3年3月下旬に改正し、4月1日施行予定)。

区 分	改正前	改正後
事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の記名押印又は署名</li> <li>・閲覧用の副本提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の記名</li> <li>・閲覧用の副本提出を廃止</li> </ul>
デジタル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレスの記入なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載項目にメールアドレスを追加</li> </ul>